

令和7年度
愛媛県行政改革・地方分権推進委員会
会議録

〔 令和7年11月18日（火）13:30～15:00
　　愛媛県庁第一別館11階 会議室 〕

1 開会

【司会】

本日は、御多忙のところ御出席いただき、ありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから、愛媛県行政改革・地方分権推進委員会を開会いたします。

それでは、開会に当たりまして、総務部長の目見田より、御挨拶申し上げます。

2 総務部長あいさつ

【目見田総務部長】

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃から、本県の行政改革・地方分権の推進につきまして、御指導・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、本日は御多忙の中、御出席を賜り、感謝申し上げます。

さて、現在、国におきましては、「生活の安全保障・物価高への対応」、「危機管理投資・成長投資による強い経済の実現」、「防衛力と外交強化」を3本柱に据え、総合経済対策の検討が行われております。

今回の経済対策では、物価高騰への対応を最優先に、地方の税収にも大きな影響を及ぼすガソリン・軽油の暫定税率の廃止や、電気ガス料金への補助のほか、自治体が物価高対策を講じるための重点支援地方交付金の拡充等にも対応する等の報道もありますし、国の動向を注視しているところであります。

行財政を取り巻く環境は、物価や人件費の高騰、少子化・人口減少など、著しく変化しており、県が抱える課題や役割も複雑化、多様化する中、こうした社会情勢に対応するためには、機動的かつ柔軟な体制を構築する必要があり、市町や企業、団体、県民の皆様など、多様な主体との連携による取組が今後ますます重要になってくると考えております。

本日は、令和5年度に策定した「愛媛県行政改革大綱（新ステージ）」の進捗状況や改訂案を御審議いただくとともに、地方分権改革に関する国への提案募集の状況について御報告させていただきます。

委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

3 委員紹介

【司会】

続きまして、委員改選後初めての委員会となりますので、委員の皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。お手元にお配りしております委員名簿の順に、私の方からお名前を読み上げいたします。マイクをお回ししますので、一言ずつ御挨拶をいただきますようお願いいたします。

—各委員あいさつ—

ありがとうございました。

なお、株式会社エンカレッジ代表取締役の玉野委員と愛媛県町村会会长で伊方町長の高門委員につきましては、所用のため、本日は御欠席となっております。

4 会長選任

【司会】

次に、会長の選出をお願いしたいと思います。当委員会規程第3条第2項によりまして、会長は委員の互選により定めるということになっております。

どなたか御推薦いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【玉井委員】

会長には、学識経験者であり、当委員会の前会長代理を務められた、太田響子委員にぜひ御就任いただきたいと思います。

—各委員異議なし—

【司会】

ありがとうございました。

それでは、太田委員は、会長席の方へ移動をお願いします。

5 会長代行の指名

【司会】

続きまして、会長代行の指名に移ります。当委員会規程第3条第4項によりまして、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとなっておりますので、太田会長、会長代行の指名をよろしくお願ひいたします。

【太田会長】

それでは、当委員会規程の定めでございますので指名させていただきます。

会長代行は、学識経験者である松山大学の村田毅之委員にお願いできたらと思います。よろしくお願ひいたします。

—村田委員了承—

6 会長あいさつ

【司会】

続きまして、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

【太田会長】

それでは、一言御挨拶を申し上げます。

皆様、大変お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

そして、このたびは、会長に御推薦いただきありがとうございました。

本委員会は、愛媛県の行政改革や地方分権がどう進められていくのか、県の基本方針、考え方などについて、様々な角度や視点から確認した上で、各委員から幅広く意見・提言をし、議論する大変重要な会議であります。

本日は、令和5年度に策定された「愛媛県行政改革大綱（新ステージ）」に基づいて行われた取組事項と、大綱の改訂（案）について御審議いただくとともに、事務局より「令和7年地方分権改革に関する提案募集の状況について」の報告を受けることとしております。

それでは、活発な審議となりますよう、委員の皆様の御協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

【司会】

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

委員会規程第4条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

太田会長、よろしくお願ひします。

7 議事

【太田会長】

それでは、これから議事に入りたいと思います。

本日の協議事項の「愛媛県行政改革大綱（新ステージ）の取組状況及び改訂（案）」について、事務局から説明を求めるたいと思います。

【事務局】

—資料1-1、1-2、1-3、2により説明—

【太田会長】

ただ今の説明につきまして、委員の皆様から質疑等がございましたら、どなたからでも結構ですので、御自由に御発言いただけたらと思います。

【玉井委員】

資料1-1の2ページ目、目標No.7「育児休業等の取得促進」の男性職員の育児休業の取得率を記載している表について、一番左側が令和6年度、一番右側が平成28年度となっていますが、左右入れ替える方がわかりやすいと思いました。また、令和4年度から5年度にかけて男性育児休業の取得率が急激に増加していますが、どういった理由で急激に増加したのでしょうか。

【人材マネジメント室】

表については、今後修正の検討をさせていただきます。

男性育児休業の取得率が急激に増加した理由ですが、5年度に育休取得者の所属内で、業務応援を行った職員に対する勤勉手当を加算する制度を創設したことに加え、庁内公募制度の活用等による部局の枠を超えた応援職員や会計年度任用職員の追加配置等、重点的に力を入れたことで、取得率が向上いたしました。

【総務管理局長】

補足させていただきます。5年度当初に、元厚生労働省事務次官の村木厚子氏にお越しいただき、ワーク・ライフ・バランスの実現等について御講演いただくとともに、男性育児休業の取得促進に関する意見交換をさせていただく中で、思い切った取組を進めた方がいいという御助言を賜りました。

先ほど事務局の説明にもありましたとおり、まずはトップマネジメントとして、定期的に開催している各部局長が集まる会議の中で、知事から絶えず方針を示してもらうことに加え、各部長から

部局ごとの取得状況を報告することで、部長自身が部内の男性育児休業の取得状況について注目してもらえるようになりました。また、「育児休業を取得することで、別の職員が応援しないといけないのが申し訳ない」という声があつたことから、気兼ねなく休めるためにはどうしたらいいかという観点で考えたときに、育児休業を取得した代わりに職務に当たる職員に対しては、勤勉手当を加点するなど、バックアップした人に対して組織を挙げてフォローするようにいたしました。さらに、手が足りないところに対しては、会計年度任用職員や庁内公募による応援職員の配置など、人的なフォローも行うことで、取得しやすい環境づくりを心掛けました。

一度取得率が増加すると、若手職員の中では、育児休業を取るのは当たり前という認識となるため、これからは率を上げるのではなく、期間を延ばしていくことにシフトしていくこととしています。

【玉井委員】

ありがとうございました。

御説明いただいたとおり、トップマネジメントとして、方向性の指示を出していただいたことに加え、県庁を挙げて対応したこと、外部有識者を招いて講演等を行うなど、取得率の向上を集中的に進めた結果、非常に効果が上がったということだと思います。これは、育児休業取得だけでなく、達成率が低い他の分野も同様の取組を行えば成果を上げることができると考えられますので、他の分野についても明かりが見えたのかなと思います。

【堀田委員】

育児休業取得については、局長の御説明のとおり、期間が非常に重要であると思います。職員が育児休業を取得した際に、業務をいかに効率的に回すかなど、業務に対する波及効果が聞けたら企業にとっていい情報になるのかなと思いました。

また、応援職員に勤勉手当が支給されるというのは、育児休業のみなのでしょうか。様々な休業があり、特に介護休業については今後希望される職員が多いと民間では聞きますが、介護休業の取得の状況等をお聞きしたいと思います。

もう一点、DXによる長時間労働の削減等、業務効率化の効果についてお聞きしたいです。

【人材マネジメント室】

子の出生を契機として、男性の家事・育児への参画を促し、継続的な仕事と家庭生活の両立を図ることを目的とした男性職員育休取得研修支援を実施しており、受講者からは、家庭や業務に対する向き合い方がはっきりしたという意見をいただいております。また、育児参画を通して、仕事の効率が向上したことに加え、職場においては、業務の属人化の解消につながっていると考えております。

【総務管理局長】

育児休業の応援職員に対する勤勉手当の導入に当たりまして、介護休暇も含めるかという議論もいたしました。当時の議論としては、介護休暇を要する職員が、高年齢層職員ということもあり、役付職員が多く、代替職員による業務応援の実施が、育休を取得する場合に比べると、非常に難しい部分もある中で、導入に対しては十分議論しきれなかったこともあり、育児休業を優先させていただいたという状況であります。

【スマート行政推進課】

DXに伴う長時間労働の削減について、客観的に何時間削減できたということを表すことは難しいところではありますが、6年度、新たに20業務にRPAを導入し、担当職員からの聞き取りではあるものの、5,700時間の業務時間の削減につながっており、元年度からの累計では、年間26,128時間の業務時間を削減することができました。当課では、業務時間2,000時間を1人役と計算しており、約13人役に相当する業務の効率化が図られていると考えております。

また、県内で様々なチャットツールやデジタルツールを導入し、6年度においては、全51件の取組で約4,200時間の将来業務が効率化できたと考えており、DXの推進に伴って、職員の業務の効率化の実現につながっていると認識しています。

【堀田委員】

ありがとうございました。

介護休業は、高齢の親に限らず、子供の不登校や、子供の介護が非常に多いと聞きます。育児休業等に比べて言いにくいこともあります。取得が進んでいないため、県が率先して取り組んでいただくことで、民間も導入が進むと思いますので、是非ともよろしくお願いします。

【西山委員】

DXが普及している中で、デジタル難民への対処や、電子申請システムをどの程度拡大させていくのか、具体的な目標は決まっているのでしょうか。

また、DX推進について、AIの導入が進み、職を奪われるという論調が増えていると聞きますが、どのように考えられ、DXを推進していくのでしょうか。

【スマート行政推進課】

デジタル総合戦略にも謳っておりますとおり、すべての行政サービスに関してスマホなどの端末機器の利用により県庁を訪れることなく完結することを目指しております。それが目標ということになります。

一方で、委員の御指摘のとおり、デジタル弱者の問題は避けきれないと思われ、これについてはヘルプデスクの設置等で対応するという方策になると考えています。

また、AIについては、生成AIを導入し、職員の約2割が運用していますが、生成AIが全ての業務を遂行できるわけではないことや、必ずしも正確な答えを出してくれるとは限らないため、生成された結果を鵜呑みにするのではなく、人の目で確認して政策に展開するよう職員にお願いしているところです。

意思決定を行う際には、必ず職員の能力が必要であると考えておりますので、必ずしも事務職の業務がなくなるということには100%つながらないのではないかと認識しております。

【佐川委員】

DXの推進について、RPAや電子申請の導入件数等、量的な成果が非常に多く評価できる一方で、利用者からの質的評価があればいいのではないかと思いました。

また、AIについて、重要な業務には人間の判断が必要であるということですが、単純作業や文書作成等については、生成AIは、手段・道具として非常に優れているため、単純労働の削減時間と職員が本質的な企画立案等を確保できた時間についての比較論があればいいのかなと思いました。

それから、事業のビルド・アンド・スクラップについて、185事業を廃止・縮小されたとあります
が、具体的なスクラップの基準等を例で挙げていただいたら、よりわかりやすく伝わるのではないか
と思いました。

【財政課】

ビルド・アンド・スクラップについては、予算編成に当たりまして、各部局が新規施策や重要施
策を推進する際には、その財源を各部局のスクラップにより捻出することとしており、その積み上
げた件数が185件となっております。具体例を申し上げますと、新規事業としてキャリアチャレン
ジfor collegeという事業があり、県内企業の就労体験に加え、地元の行事・イベントやアクティビ
ティを体験できる機会を提供する事業を行うため、元々実施していたオンラインの合同説明会や、
インターンシップの事業をスクラップしています。

【スマート行政推進課】

質的な評価については、指標に数字として表すことが難しいところがありますが、生成AIを導
入以降、文書作成や会議録の要約、企画のアイデア出し等に活用されており、単純作業を置き換える
ことによって生まれた時間で本質的な作業が可能となり、超過勤務の削減につながっております。
一方で県民側の評価については、御意見を踏まえて、アンケートを実施するなど、効果を拾うこと
ができるよう検討してまいりたいと思います。

生成AIについては、今年度から導入し、徐々に慣れていくフェーズであるため、導入に対する
効果を今後拾い上げていくことが大事だと考えておりますので、御意見を参考に、検討してまいり
たいと思います。

【玉井委員】

目標No.46「手のひら県庁の推進」のオンライン申請可能な手続に係る電子申請システムでの申
請割合が61%となり、目標を上回っていたことについて、先ほど回答いただいた男性の育児休業の
取得率が38.9%から1年で94.5%まで増加したのは、集中的に全序的に取り組んで達成したとい
うことを考えると、この61%をもっと増加させるとなると、より集中的に取り組めば可能になるか
と思う一方で、デジタル難民やデジタル弱者と呼ばれる方が多数存在すると思われますし、AIや
ITの進化の度合いも問題となると思いますので、そういったデジタル弱者の方への対応を検討し
つつ、オンライン申請の割合を上げるということについて、どのように考えられているか御説明い
ただければと思います。

【スマート行政推進課】

主に紙申請が必要な業務については、棚卸調査の結果を基に、件数の多いものから順に働きかけ
を行っていますが、原本を必ず付けなければならないと法律で定められているものもあり、電子に
移行することが難しい事情があります。PDF化したものを原本と呼べるかどうかということもあります
ので、主には電子で代用できるものから順次働きかけを進めているところです。

デジタル弱者への対応については、窓口でAIが職員に代わって手続を案内し、申請手続が実施
できるような取組も検討しているところです。

【玉井委員】

ありがとうございました。

各方面での弱者に対して温かみのある対応をいただけたら、県民の皆様も安心して暮らして暮らせると思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

【管家委員】

先ほどお話のあった手のひら県庁のオンライン申請61%について、進歩していると感じています。オンライン申請数について、現状が限界なのか、まだまだ拡大していくのかお伺いできればと思います。

また、AIについて、西予市では第三次総合計画を策定中ですが、県の方からAIの使用方法を指導に来ていただき、単純作業等に活用できるようになりましたこと、大変感謝しております。県においては、第二別館にデジタル拠点ができるように聞いておりますが、デジタルに関して今まで関心の薄かった方も、興味を持てるようなことをしていただくことを希望します。

1点気になったこととして、資料2に記載されている「人材育成・確保方針」の「確保」とは何か特別な意味があるのでしょうか。

【スマート行政推進課】

手のひら県庁については、添付資料等の制限ということもあります、法的なものであれば規制緩和、要綱等で定めがあるものであれば改正等で対応できないか、所管の所属の方と協議を進めながら、電子申請の普及に取り組んでまいりたいと考えております。

また、市町との連携については、県・市町DX推進会議、あるいは県の方で委託しております専門家の派遣等において対応させていただいております。その中で、なるべく疑問点あるいは問題点を拾い上げていきたいと思っておりますので、個別の事例等があれば、お問い合わせいただけますと対応させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【総合政策課】

新しくできる第二別館の官民共創拠点について、御説明させていただきます。来年度、第二別館に官民共創連携拠点を開設する予定としておりますが、デジタルだけではなく、行政や民間の企業の方々など、多様な主体がそこで出会い、様々な議論をしながら新しい共創の場を広げていくというような場となっておりますので、皆様方にも興味を持って御参画いただければと考えております。

【人材マネジメント室】

「人材育成方針」を「人材育成・確保方針」として改正し、「確保」を加えた理由については、平成9年に国が策定した「人材育成基本方針策定指針」が、若年人口の減少と人材の流動化に伴う人材獲得競争の激化と、困難な政策課題に対応できる多様な人材確保の必要性が高まったことから、「人材育成・確保基本方針策定指針」として全面的に改正されたことに伴い、本県でも人材獲得の競争が激しくなる中で、優れた人材を確保し、育成・定着させていくことが重要であることから、方針の名称の中に「確保」を加えております。

【太田会長】

本日出た意見は県の今後の施策検討の参考にしていただければと思います。

8 議事

【太田会長】

続いて、報告事項の「令和7年地方分権改革に関する提案募集の状況」について、担当課から説明をお願いします。

【総合政策課】

—資料3により説明—

【太田会長】

ただいまの報告事項につきまして、質疑等ありましたら、御自由に御発言ください。

【西山委員】

リモート署名というのは公文書と同等ということでしょうか。

【総合政策課】

リモート署名された電子上の文書が、物理的に知事印を押印したものと同等のものであるという証明をするための手続になります。

現在は、公印を紙に押印することや、カードやUSBなど物理的なものを使用して電子発行しているところを、電子上で全ての操作ができるようにしてほしいという提案であります。

9 その他

【太田会長】

その他、全体を通して質疑等はございませんか。

【西山委員】

デジタル化を推進することは、業務効率化等につながる一方で、サイバー攻撃を受けることも考えられますが、県としてどのような防御策を講じているのでしょうか。

【スマート行政推進課】

高度なセキュリティを構築していることに加え、ネットワーク関係について、LGWANという地方自治体を結ぶ行政専用の閉域ネットワークを介して業務を行っているため、サイバー攻撃を受けるリスクを低減させています。

また、インターネットを使用する場合は、仮想的な環境を介して使用していますが、現在利便性の不便が発生していることから、将来的には、セキュリティ面を向上させ、安全に使用できるようにしていきたいと計画しているところです。

【太田会長】

今御指摘いただいたことは非常に重要であると考えております、病院がサイバー攻撃を受けてストップしたというニュースもある中で、バックアップも含めて攻撃を受けたときにどうするか、事業継続計画のようなものも、デジタル化を進めるうえで不可欠なものであると感じております。

【太田会長】

予定の議事がすべて終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。本日はありがとうございました。

10 閉会

【司会】

本日、御出席の皆様には、大変熱心な御議論をいただき、誠にありがとうございました。

本日いただいた御意見につきましては、今後の県政の行政改革の参考とするほか、本大綱の推進及び地方分権改革の実現に向け、積極的な国への働きかけにも努めてまいりたいと考えております。

また、現行の行政改革大綱の終期が令和8年度となっていることから、来年度から次期大綱について本格的に検討を行うことになります。委員の皆様方には、様々な角度・視点から御意見をいただきたいと考えておりますので、引き続き、県政の推進につきまして御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。